

令和5年11月

## じぶんと家族のお守り

無配当 無解約返戻金型収入保障保険

もしものときに、

設定した年金額を  
設定した期間、

毎月のお給料のように  
受取れます！



- 1 死亡・所定の高度障害状態になったときは、遺族年金または高度障害年金を保険期間が終了するまで毎月お受取りいただけます！  
年金の未支払分の現価の全部または一部を一時金としてお受取りいただくこともできます！
- 2 一般のご契約に比べ割安な「団体料率」の保険料でお申込み可能！
- 3 「喫煙状況」や「健康状態」などにより保険料が割安になるチャンスがあります！  
(健康体料率特約)  
「喫煙状況」や「健康状態」などが、当社の定める基準に適合する場合に、通常の保険料に比べて割安になります。  
適用となる保険料率および適用条件については2ページをご覧ください。

### 「七大疾病・就労不能保険料免除特約」の対象となる七大疾病および所定の事由

七大疾病	所定の事由
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定されたとき (上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く)
急性心筋梗塞 ※虚血性心疾患のうち、 急性心筋梗塞 (狭心症などを除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
脳卒中 ※脳血管疾患のうち、 くも膜下出血・脳内出血・ 脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断されたとき ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始したとき ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断されたとき ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けたとき
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けたとき ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けたとき
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、つぎのいずれかに該当したとき ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断されたとき ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき

男性用 月払保険料表(集団A扱) 最低保証期間:2年 通減払込方式 保険期間・保険料払込期間:65歳まで 七大疾病・就労不能保険料免除特約付 (単位:円)

基準年金月額20万円					基準年金月額30万円				
非喫煙者 健康体 保険料率	非喫煙者 標準体 保険料率	喫煙者 健康体 保険料率	標準体 保険料率	契約 年齢	非喫煙者 健康体 保険料率	非喫煙者 標準体 保険料率	喫煙者 健康体 保険料率	標準体 保険料率	
5,340	7,080	7,580	7,840	30歳	8,010	10,620	11,370	11,760	
5,400	7,180	7,680	7,960	31歳	8,100	10,770	11,520	11,940	
5,520	7,320	7,840	8,100	32歳	8,280	10,980	11,760	12,150	
5,620	7,460	7,980	8,240	33歳	8,430	11,190	11,970	12,360	
5,740	7,600	8,100	8,400	34歳	8,610	11,400	12,150	12,600	
5,840	7,760	8,280	8,580	35歳	8,760	11,640	12,420	12,870	
6,000	7,960	8,480	8,780	36歳	9,000	11,940	12,720	13,170	
6,140	8,100	8,680	8,960	37歳	9,210	12,150	13,020	13,440	
6,260	8,280	8,820	9,120	38歳	9,390	12,420	13,230	13,680	
6,400	8,440	8,980	9,280	39歳	9,600	12,660	13,470	13,920	
6,540	8,620	9,160	9,480	40歳	9,810	12,930	13,740	14,220	
6,660	8,760	9,320	9,600	41歳	9,990	13,140	13,980	14,400	
6,780	8,900	9,460	9,740	42歳	10,170	13,350	14,190	14,610	
6,900	9,000	9,560	9,840	43歳	10,350	13,500	14,340	14,760	
7,040	9,120	9,700	9,960	44歳	10,560	13,680	14,550	14,940	
7,140	9,200	9,780	10,040	45歳	10,710	13,800	14,670	15,060	

令和5年11月現在

- この保険には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 保険料表にない年齢・性別・年金金額・保険期間・保険料払込期間等は取扱代理店へお問い合わせください。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。
- このご案内は、商品の概要を説明したものです。詳細につきましては「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

取扱代理店(総括代理店)

株式会社カイトー

〒163-0023 東京都新宿区西新宿7-2-6  
TEL 03(3369)3100 FAX 03(3369)3120  
<https://www.kaito.co.jp>

取扱代理店

〈引受保険会社〉



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
公式ウェブサイト <https://www.himawari-life.co.jp/>  
SOMPOグループの一員です。

お申し込みは随時受付中！

当該制度をご利用になれる範囲の方

契約者 弁護士協同組合所属の組合員本人

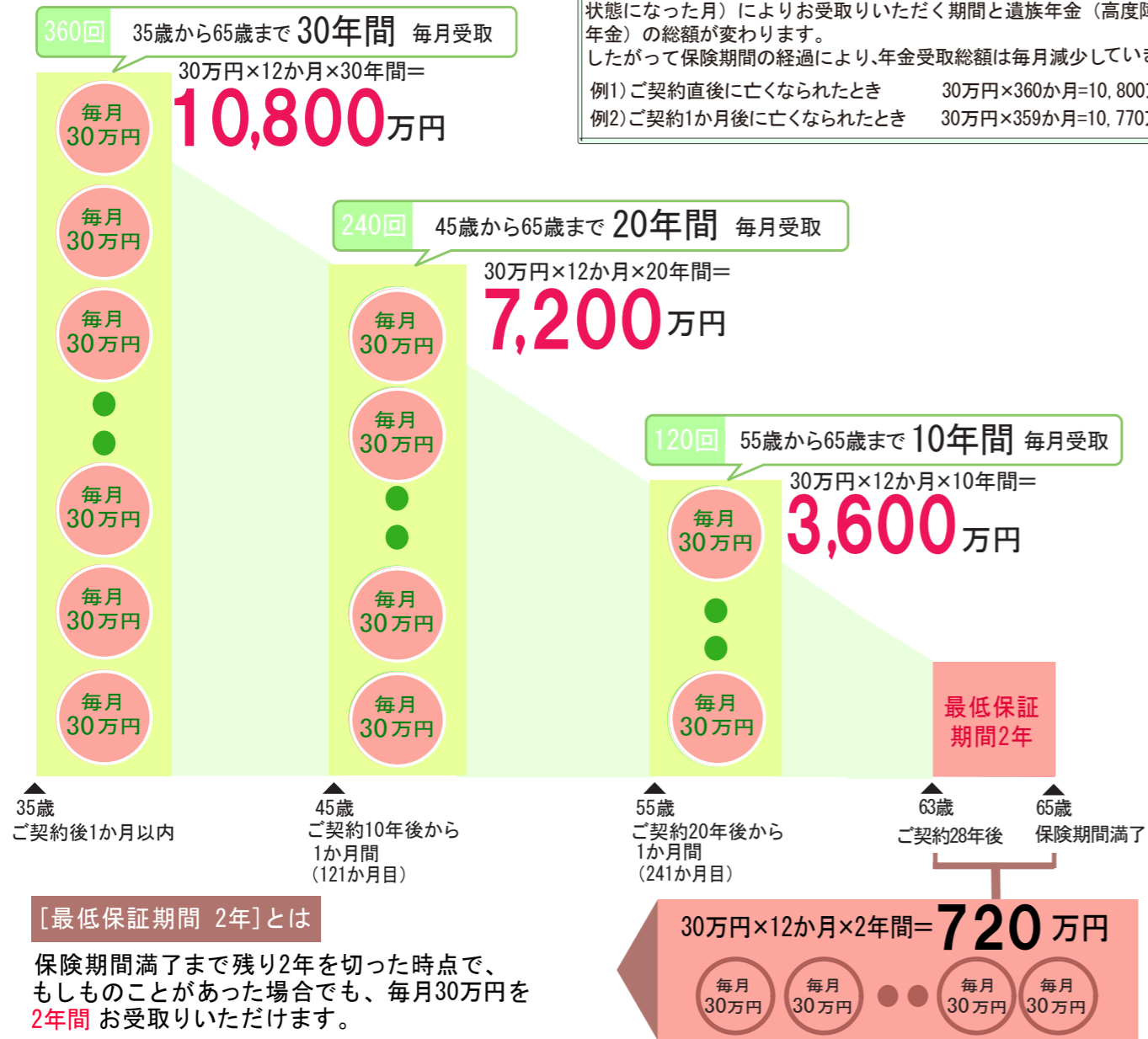
被保険者 組合員本人・生計を一にする組合員本人のご家族・組合員の弁護士事務所の従業員

# 年金受取総額イメージ図

例) 35歳男性 基準年金月額 : 30万円 保険期間・保険料払込期間 : 65歳まで 最低保証期間: 2年  
 通減払込方式 保険料払込方法: 集団月払A扱 標準体保険料率 七大疾病・就労不能保険料免除特約

遺族年金(高度障害年金)は保険期間中毎月お支払します。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月(所定の高度障害状態になった月)によりお受取りいただく期間と遺族年金(高度障害年金)の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。

例1) ご契約直後に亡くなられたとき 30万円×360か月=10,800万円  
 例2) ご契約1か月後に亡くなられたとき 30万円×359か月=10,770万円



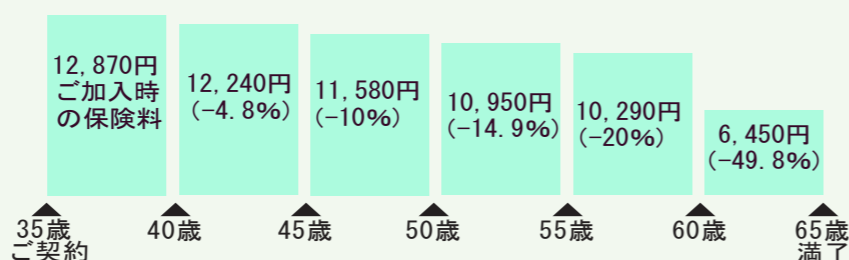
保険料払込方式は2パターンあります

## ① 通減払込方式

保険料が、5年ごとにご加入時の保険料の5%相当額※ずつ減少し保険期間満了直前5年間のご加入時の保険料の50%相当額※となります。(ただし、保険料の下限は、保険期間を通じてご加入時の保険料の50%相当額※となります。)

※5%相当額および50%相当額は基準年金月額・経過年数などにより、それぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。保険料の推移につきましては、設計書などをご参照ください。

● 仕組み図 [上記(1ページ)のご契約例の場合]



( )はご加入時の保険料に対する減少割合です。令和5年11月現在の保険料です。

## ② 平準払込方式

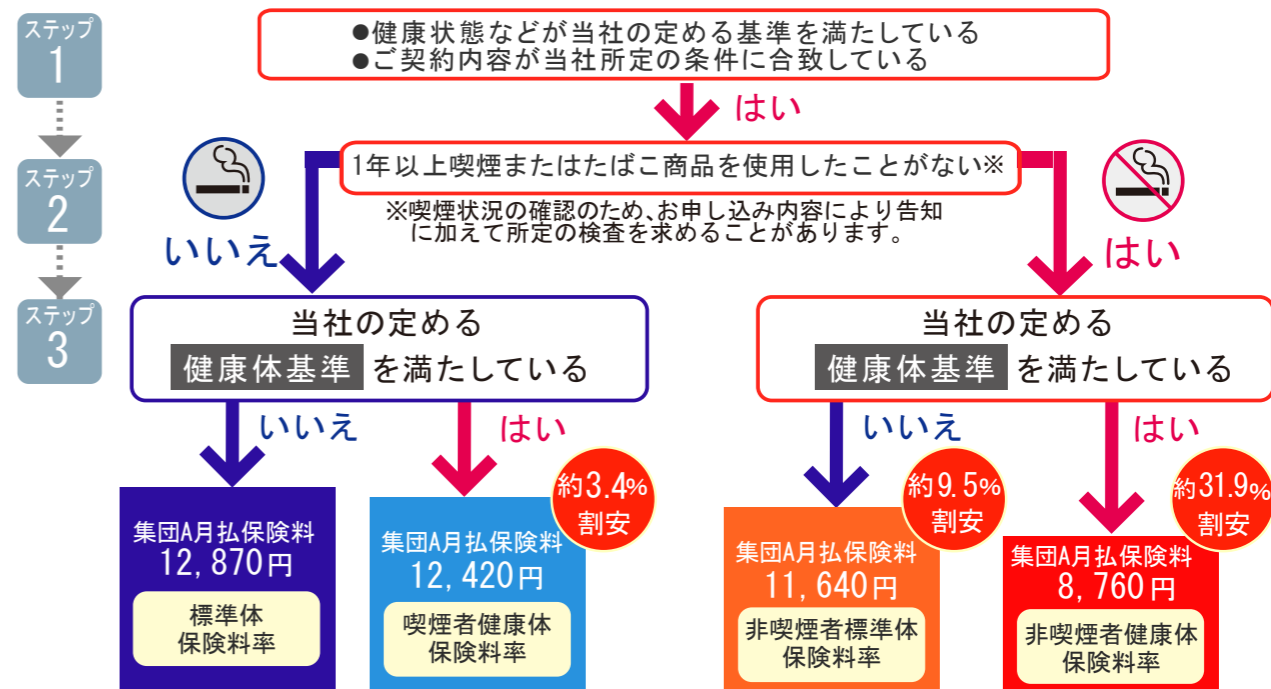
保険料が保険料払込期間を通じて一定の払込方式です。

# オプション1 健康体料率特約

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態などが、当社の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申込みいただけます。

●健康状態などが当社の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引受けとなる場合およびご契約自体をお引受けできない場合もあります。

例) 35歳男性 基準年金月額 : 30万円 保険期間・保険料払込期間: 65歳まで 最低保証期間: 2年 通減払込方式 保険料払込方法: 集団A扱月払 七大疾病・就労不能保険料免除特約



割安になる率はお申込みのご契約内容・ご加入の年齢などによって異なります。

## 健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果などが当社の定める範囲内である必要があります。

<input checked="" type="checkbox"/> CHECK1 「体 バランス」 BMI値(肥満度)は下記の範囲内ですか? 18.0 < BMI* < 27.0 (男女・年齢問わず)	<input checked="" type="checkbox"/> CHECK2 「血圧」 血圧値は下記の範囲内ですか?
* BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。BMI = 体重(kg) ÷ [身長(m)] <sup>2</sup>	最高血圧値 140mm Hg未満
■ BMI値範囲内の身長・体重の目安	最低血圧値 90mm Hg未満
身長 (cm)   145   150   155   160   165   170   175   180   185   190	
最低体重 (kg以上)   38   41   44   47   50   53   56   59   62   65	
最高体重 (kg以下)   56   60   64   69   73   78   82   87   92   97	

当社の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

- 喫煙状況の判断は、告知によって行います。ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求められる場合がありますのでご了承ください。
- 検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

# オプション2 七大疾病・就労不能保険料免除特約

つぎのいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

- 1 七大疾病により所定の事由※1 に該当したとき
- 2 国民年金法にもとづく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じたとき※2
- 3 当社所定の就労不能状態※3 に該当したとき

※1 対象となる七大疾病および所定の事由は「対象となる七大疾病および所定の事由」をご覧ください。

※2 精神障害の状態に該当している場合を除きます。精神障害の状態について、詳しくは約款をご覧ください。

※3 詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

●責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当されたとき保険料のお払込みを免除します。

●この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が行われたとき、主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由が変更となる場合があります。